

古代大宰府の軍事的機能(3) ～防人制再論～

以前、この欄で古代大宰府の軍事的機能として防人さきもりを取り上げました(令和4年12月1日号)。現在、わたくしは防人制の問題をまとめてみたいと考えて、その研究などを整理しています。その過程で気づいたことを述べてみましょう。

最近の古代軍制史研究の動向を振り返ってみると、防人制に関する研究は必ずしも盛んであるとはいえません。『万葉集』巻20には、天平勝宝7(755)

年2月、編者の一人と目されている大伴家持が兵部少輔として、東国から筑紫に派遣される防人たちの検校にあたって、彼らの歌をとりまとめ、その一部を収録した部分があります。いわゆる「防人歌群」と呼ばれるもので、防人制を考えるうえでも重要な史料です。しかし、それに関する研究も近年は国文学からのアプローチが主流を占めており、防人制そのものに関わるものではないと思われます。

しかし、防人制は天智朝頃に成立したと推測されますが、その淵源が中国や朝鮮半島におけるどのような制度にあるのか、あるいは

関連はないのかについても、それほど明確になっていくわけではありません。また、防人制の成立は、律令国家軍制の根幹であった軍団兵士制の成立に先行する可能性が高く、のちにはその軍団兵士制の一環に組み込まれていくことになります。



防人そのものは、西辺防備のための兵力であり、具体的にいえば北部九州を中心に配備されたのではないかと考えられます。ただ一方で、先にふれた『万葉集』の事例にみられるように、本来的にはその出身地は東国でした。東国は、その北方にいた蝦夷の征討に兵力を割く必要もあり、そのことが、防人の東国からの派遣が、九州

での現地調達へと変化していくことに対応しているという説があり、これはきわめて説得的です。

以上のように考えてくると、防人制は単に北部九州という一地域の兵制にとどまらず、日本古代軍制、また軍事政策の一環として捉えるべきことを示していると思います。